

住宅宿泊事業の実施運営に 関するガイドライン

住宅宿泊事業（民泊）の背景

- 外国人旅行者の急増などを背景として民泊サービスが普及
- 住宅宿泊事業法による民泊事業の届出・監督制度がスタート
- ★ 3 / 1 5 届出受付開始、6 / 1 5 事業実施可能

東京都内における実施体制

1. 特別区・保健所設置市（八王子市・町田市）

⇒ それぞれの区市で届出受付・指導監督を実施

2. その他の区域

⇒ 東京都が実施

⇒ 国のガイドラインの明確化や実効性を高めるため
「**住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン**」
を策定

住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン案

1. **事業者の円滑な届出や事業開始をサポート**
事前相談制、周辺住民への事前周知をルール化 等
 2. **適正な運営を確保するための指導監督**
定期的な現地調査、研修会の開催 等
- ★ 本ガイドライン案に関するパブリックコメントを募集
(2/2 ~ 2/15)